

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(概要)

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するため改正を行う。(平成23年10月1日施行)

1. 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。
2. 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※)平病死…障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

【参考】○対象者の推計人数 新規対象者:80人、平病死対象者:7,000人 ○国債費(見込み):5年間で総額3億5,743万円(財務省理財局予算)

【戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。(昭和41年に制度創設)
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

2. 今回の改正の趣旨

これまで、10年ごとに行われてきた法改正(平成8年、平成18年等)の他に、中間年(平成3年、平成13年等)において、新たに対象となった者等に対して特別給付金を支給する改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要

